

宇治市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和6年3月27日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

福祉こども部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

貸付金返還金債権管理状況（地域福祉課）

生活保護等返還金及び生活保護返納金債権管理状況（生活支援課）

委託料支出状況（地域福祉課、生活支援課、障害福祉課）

補助金支出状況（地域福祉課、障害福祉課）

生活保護費扶助費前渡資金支出状況（生活支援課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、福祉こども部地域福祉課、生活支援課、障害福祉課における事務事業のうち、主として令和5年4月1日から令和5年11月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和6年1月4日から31日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和6年2月20日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

1 地域福祉課

(1) 貸付金返還金債権管理状況について

今後、民事手続による債権回収や、費用対効果についても十分に考慮した上で債権放棄についても検討するなど、より適正な債権管理に努められたい。

(2) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(3) 補助金支出状況について

要綱の定めと実際の運用との間に齟齬が見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

2 生活支援課

(1) 生活保護等返還金及び生活保護返納金債権管理状況について

適正に管理されていた。

(2) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(3) 生活保護費扶助費前渡資金支出状況について

おおむね適正に処理されていた。

3 障害福祉課

(1) 委託料支出状況について

支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

(2) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。